

Zenken通信 (vol. 39)

▽ 今回のお届け情報

Title: 埼玉県「最低制限価格等を新モデルに見直し」

Outline

添付資料P1~2

○埼玉県は、ダンピング受注による品質低下や下請業者等へのしわ寄せを防止するとともに、地域の基幹産業である建設業が持続的に発展することができるよう、低入札調査基準価格と最低制限価格の設定基準等を新中央公契連モデルに準じて見直すこととした。(7月1日以降の入札公告分から適用)

[見直し内容]

1. 調査基準価格の見直し

- (1) 設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$
(2) 算定式
- ・ 直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・ 共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・ 現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$
 - ・ 一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし

2. 最低制限価格の見直し 改定内容は非公表

担 当 : 事業企画課 林

お知らせ

入札契約制度

埼玉県発注工事における
「低入札調査基準価格及び最低制限価格」を改定しました。

平成21年7月1日以降に公告又は指名通知する入札に適用します。

県では極端な低価格受注いわゆるダンピング受注を防止する観点から、平成20年9月に低入札調査基準価格及び最低制限価格の改定を行ったところです。

その後、経済情勢はさらに悪化し建設業を取り巻く環境も一層厳しくなっており、低価格での入札が依然として多く発生しています。

これにより、経費の不足から公共工事の品質低下や下請け業者・建設労働者へのしわ寄せなどが引き続き懸念されております。このため、所要の経費を確保し、これらを未然に防止するとともに地域の基幹産業である建設業が持続的に発展することができるよう、次のとおり低入札調査基準価格及び最低制限価格の再度の改定を行います。

1 改定内容

- (1) 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算出式を改定
- (2) 低入札調査基準価格及び最低制限価格の設定範囲を改定

2 改定価格の算出式及び設定範囲（ 部分が改定点です。）

- (1) 低入札調査基準価格（中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの適用）
 - ア 予定価格算出の基礎となる次に掲げる①から④の額の合計額に、100分の105を乗じた額とします。
ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じた額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じた額とします。
 - ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
 - イ 特別なものについては、アにかかわらず、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で決裁権者が定める額とします。
- (2) 最低制限価格
改定を行います。ただし、その内容は非公表とします。
(従来から、適正な競争を確保する観点から算出方法を公表していませんが、工事毎の最低制限価格は落札者決定後に公表しています。)

3 適用日

平成21年7月1日以降に、入札公告または指名通知する入札から適用します。

埼玉県

低入札調査・最低制限価格を改定

7月以降公告分から適用

埼玉県は、県発注工事における低入札調査基準価格および最低制限価格を改定し、7月1日以降に公告または指名通知する入札から適用する。低入札調査基準価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連モデル）を適用し、予定価格の10分の9から10分の7の間に引き上げる。

県では、極端な低価格受注、いわゆるダンピング受注を防止する観点から、昨年9月に低入札調査基準価格および最低制限価格を改定した。しかし、その後経済情勢はさらに悪化し建設業を取り巻く環境も厳しく低価格での入札が依然として多く発生していることから改正に踏み切った。県議会からの意見、業界団体からの要望なども考慮した。

改正内容は、低入札調査基準価格および最低制限価格の算出式および設定範囲の改定。

低入札調査基準価格は、予定価格の基礎となる4項目、①直接工事費の額に10分の9・5を乗じて得た額②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額③現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額④一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額の合計額に100分の105を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格を超えた場合は10分の9を乗じた額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7を乗じた額とする。

最低制限価格も同時に改定するが、ただしその内容は非公表とした。従来、適正な競争を確保する方針だ。

なお、さいたま市はすでに今年1月に調査基準価格・最低基準価格を改定していることから、当面現在の基準を継続する。

改正内容は、低入札調査基準価格および最低制限価格の算出式および設定範囲の改定。

低入札調査基準価格は、予定価格の基礎とな